

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットの活用及び  
患者搬送に関する留意事項について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、神奈川県健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策企画担当課長から「SARS-CoV-2抗原検査用キット（抗原定性検査）・PCR等検査の活用について（通知）」及び「新型コロナウイルス感染症患者の搬送に関する留意事項について（通知）」がありましたのでお知らせします。

< 概要 >

- ・新型コロナウイルス感染症にかかる検査を実施する際に、適切な予防策について指導の上、結果判明前に自力での帰宅を促し電話で結果連絡をする等、院内での感染防止対策に配慮すること。
- ・陽性判明した患者の症状が重篤であり、高度医療機関へ搬送が必要な場合は、時間帯に関らず救急搬送となること。
- ・新型コロナウイルス感染症疑似症患者の入院患者の受入れを行っている医療機関において、夜間に陽性が判明した場合は、直ちに発生届を保健所へ提出するとともに、疑似症患者として行っていた管理を継続すること。また、転院等の搬送調整については原則として医療機関間で調整し、必要に応じて保健所へ相談すること。

< 添付資料 >

「SARS-CoV-2抗原検査用キット（抗原定性検査）・PCR等検査の活用について（通知）」

（令和 2 年 11 月 11 日付医危第 549 号

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策企画担当課長通知）

「新型コロナウイルス感染症患者の搬送に関する留意事項について（通知）」

（令和 2 年 11 月 12 日付医危第 518 号

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策企画担当課長通知）

担当：横浜市健康福祉局健康安全課

健康危機管理担当（電話 671-2463）

医 危 第 549 号  
令和 2 年 11 月 11 日

各保健所設置市感染症主管課長 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室  
医療危機対策企画担当課長  
( 公 印 省 略 )

SARS-CoV-2抗原検出用キット（抗原定性検査）・PCR等検査の活用について（通知）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

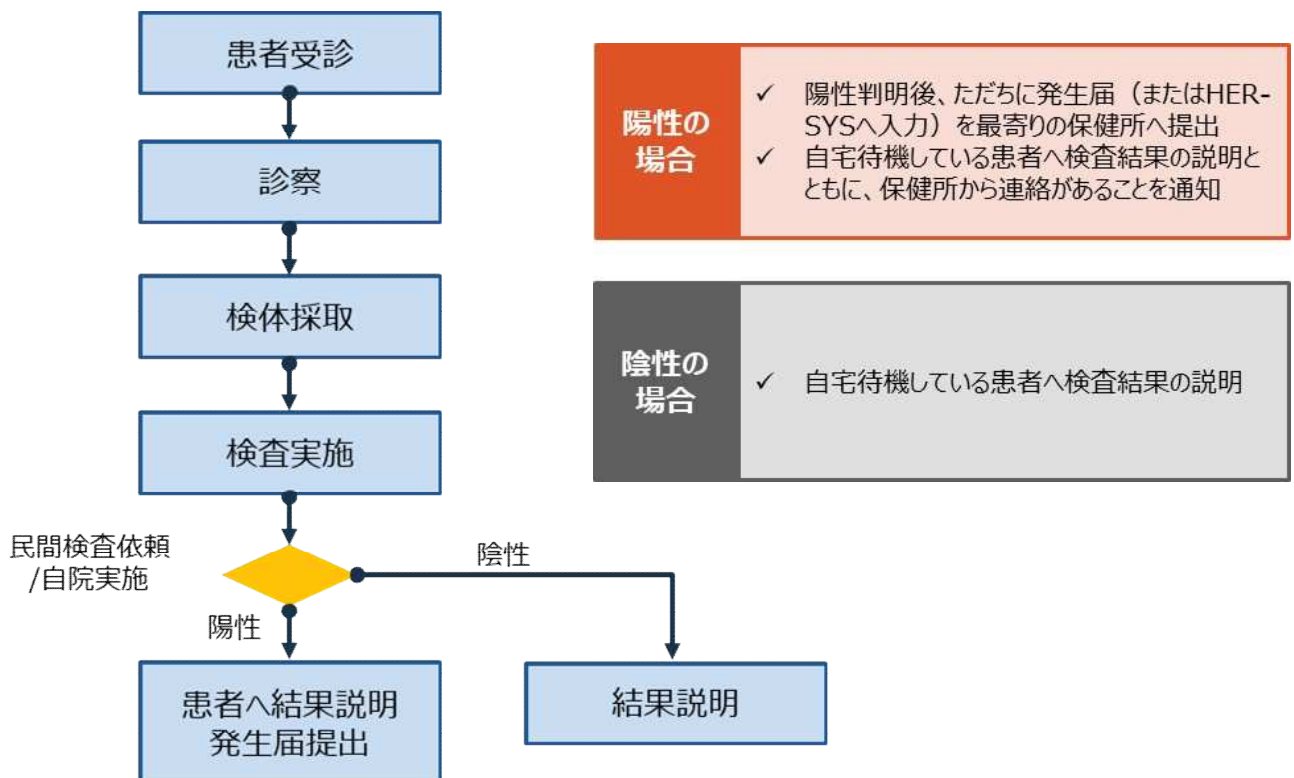
各保健所設置市におかれましても、今季のインフルエンザ流行期に向け医療体制を整備し、発熱診療等医療機関の指定や新型コロナウイルス感染症における行政検査等御協力を頂いているところですが、COVID-19との鑑別診断の一つとして、SARS-CoV-2抗原検出用キットの活用の増加が見込まれ、多くの医療機関において当該キットを含めたPCR等検査を実施することと思います。

つきましては、新型コロナウイルス感染症における行政検査協力医療機関等へ、本通知の送付の御協力をお願いいたします。

発熱診療等医療機関につきましては、本県より通知しておりますので御承知おきください。

なお、公益社団法人神奈川県医師会長及び公益社団法人神奈川県病院協会会長あて別途通知しておりますことを申し添えます。

【患者受診後の基本的な流れ】



**【留意事項】**

現在、保健所や民間救急車による陽性患者の搬送調整に時間を要しており、医療機関で陽性が判明した場合、直ぐに患者の搬送が行えないことが懸念されます。

そのため、他患者との接触を最小限に配慮し院内での感染拡大を防止する観点から、なるべく自力での帰宅を促すようお願いします。

**<対応例>**

例1：結果を待たずに患者にマスク等の適切な予防策の指導した上で帰宅させ自宅待機を促す。医師は自宅で待機する患者に対し電話等で結果説明を行う。

例2：自家用車で来院された方は、医療機関の駐車場等で結果を待ってもらう。

問合せ先

感染症対策グループ 村岡・新

電話 045-210-4791 (直通)

医 危 第 518 号  
令和2年11月12日

各保健所設置市感染症主管課長 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室  
医療危機対策企画担当課長  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症患者の搬送に関する留意事項について (通知)

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療体制「神奈川モデル・ハイブリッド版」の整備を行い、行政検査が実施できる医療機関や、PCR等検査機器を導入し自施設で検査実施することが可能な医療機関の増加に努めているところです。

また、SARS-CoV-2抗原検出用キット（抗原定性検査）の普及もあり、今後、短時間での検査結果の判明が期待されています。

一方で、夜間の入院及び搬送調整については受入れ医療機関や民間救急車の調整が困難な状況であり、今後、検査機能が充実拡大する半面、夜間に陽性判明する事案の発生により、更に入院及び搬送調整が困難となることが懸念されることです。

つきましては、貴所管の新型コロナウイルス感染症における行政検査協力医療機関等へ、次の留意事項について御周知くださいますようお願いいたします。

なお、発熱診療等医療機関、公益社団法人神奈川県医師会長及び公益社団法人神奈川県病院協会会長あて別途通知しておりますことを申し添えます。

#### 【留意事項】

- (1) 陽性判明した患者の症状が重篤であり、高度医療機関へ搬送が必要な場合は、時間帯に関わらず救急搬送となること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症疑似症患者の入院受入れを行っている医療機関において、夜間に陽性が判明した場合は、直ちにHER-SYS又はファックス等で発生届を保健所へ提出すること。  
転院等搬送調整については、翌日、日中に保健所に相談することとし、転院までは疑似症患者として行っていた管理を継続すること。
- (3) 陽性判明した患者を民間救急車で搬送する場合は、患者が入院している医療機関を管轄する保健所に相談すること。当該保健所が県医療危機対策本部室または各保健所設置市保健所に搬送依頼を行います。

なお、搬送費用は依頼した自治体が負担します。自治体以外が依頼した場合は依頼者の負担となります。

問合せ先

(行政検査について)

感染症対策グループ 村岡・新

電 話 045-210-4791 (直通)

(搬送について)

災害医療グループ 村田

電 話 045-285-0740 (直通)